

太田市地域周産期母子医療センター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における周産期に係る高度な医療の確保を図るため、地域周産期母子医療センターを運営する病院に対し太田市地域周産期母子医療センター運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、市内に所在する地域周産期母子医療センターの指定を受けた病院に対して交付する。

(対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、地域周産期母子医療センターの運営に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）
- (2) 材料費（薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等）
- (3) 需用費（消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等）
- (4) その他の費用（研究研修費、図書費等）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費の合計額から診療収入額及び寄附金の額等を控除した額又は15,000,000円のいずれか少ない額とする。

(補助金の経理)

第5条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を他の経理と区分し、その支出内容を証する書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効

の際現に補助金の交付を受けた者については、第5条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。